

□□□■ 活用と普及 【potential】

「就労移行支援事業における個別支援計画の作成要領」の様式は、岩手大学HPIにて公開しています。ダウンロードして活用いただけます。
→ 研究に関する報告書等 <https://www.edu.iwate-u.ac.jp/kenkyuu-2/>

□□□■ 資料と広報 【references】

●高橋愛(2021)盛岡市における発達障害や精神障害者に対する障害福祉サービスの充実、令和2年度地域課題解決プログラム成果発表会資料。

支援の手立てを眺めてみる。

利用者さんの日常を支える職員の皆さんの関わりは実に多様です。

個別支援計画に書かれていること以上に、多くの手立てが講じられています。

発見するためには、眼鏡が必要です。支援の三観点は手立て発見の眼鏡になります。

支援の手立てを書いてみる。

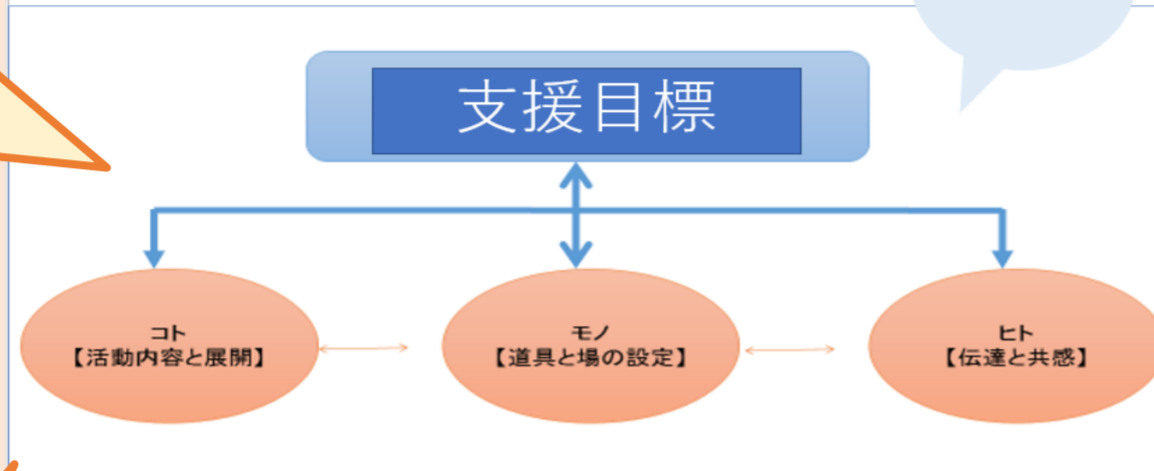
「～できるように支援する」「～させる」

という記述があったなら、立ち止まって考えましょう。

利用者さんが、～できるように、どんな手立てをもって支援するのですか？
上記には、手立てが書かれていないのです。
発想するためには、足場が必要です。三観点は、そんな発想の足場になります。

支援の手立ての構想

支援目標を実現するために講ずるのが手立て
三つの観点をを用いて、手立ての記載内容を、ちょい練る。



コトとは、「やることなすこと」です。活動内容としての分担も手立てです。活動の展開の例。新しい作業を、手順どおりにやるか、逆からやるか。逆からやればゴールイメージを提供しやすいかもしれません。
モノとは、「ハード(面)」です。使用する道具や補助具は勿論のこと。作業場の構造や作業動線なども重要です。作業動線が整っていた方が、作業手順の習得もしやすいはず。
ヒトとは「何をどうするか」についての伝達。「取り組みの経過や成果」に関する労いや励ましという共感です。



岩手大学教育学部プロジェクト推進支援事業

岩手大学教育学部では、学部の重点課題について学部と附属校園が連携・共同して研究を推進することを目的として教育学部プロジェクト推進支援事業(学部GP)を実施しており、その成果を論文集として発行しています。

【キーワード】 ICT教育、理数教育、外国語教育、学校安全学、復興教育、学力向上、幼小連携、主体的・対話的で深い学び、特別支援教育、道徳教育、小規模・複式教育、など

詳しくはWEBで！(スマートフォンの場合はQRコードを読み取ってください)

岩手大学教育学部GP 検索

【問い合わせ】岩手大学教育学部事務室 TEL:019-621-6505

「就労移行支援事業における個別支援計画の作成要領」について、演習する職員研修を承ります。

2~3名のグループで、担当する子どものことを思い浮かべながら、和気藹々としたグループワークにて実施します。お気軽に相談ください。

岩手大学大学院教育学研究科 佐々木 全
TEL&FAX:019-621-6654
E-mail: zensky@iwate-u.ac.jp

特別支援教育の工具箱 [toolbox]

福祉サービス事業における支援のPDCAサイクルを駆動する

『就労移行支援事業における個別支援計画の作成要領』

#2 就労移行支援事業における個別支援計画の作成要領 2021.3.31

●特別支援教育の工具箱(toolbox)とは、特別支援教育の取り組みを支えるツールを紹介するものです。
●本内容は、令和2年度地域課題解決プログラム「盛岡市における発達障害や精神障害者に対する障害者福祉サービスの充実(課題申請者:特定非営利活動法人 ハートビュー盛岡 風の又三郎)」による成果物です。

■□□□ 課題と必要 【needs】

- 就労移行支援事業とは「就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適正に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行うものです。
- 就労移行支援事業における質・量的な充実が課題
近年の障害福祉サービスの拡大により、支援の充実が求められています。その要因として発達障害者や精神障害者(以下、発達障害者等とする)が福祉サービスの対象となったことで利用が増加したことに加え、発達障害ならではの特性(障害の自己認知のしにくさ、社会不適応など)への対応が難しいことがあります。
- 個別支援計画の作成要領が必要
個別支援計画は、サービス利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえ、事業所が取り組む事柄や目標、手立てなどを記載するものです。これは、就労に向けたプロセスを記録し、本人と支援者間での考えをすりあわせ、支援者間での考えの共有を図ると共に、対外的な説明責任を果たすための資料です。

□■□□ 構想と開発 【concept】

- 個別支援計画における改善ニーズ
A. 作成要領: 項目と記載内容の不一致や、項目間の不整合、記載内容の不足。
 →「なにを、どう記すか」の明示が必要。
B. 作成業務での職場内の連携要領: ルーティンワーク化されている反面、職員による協働・共有体制が不足。
 →「だれが、なにを、どうするか」の明示が必要。
C. 活用場面での職場内連携の要領: 作成された個別支援計画に対する有用感の不足。
 →「だれが、なにを、どうするか」の明示が必要。
- 個別支援計画の記載要領を開発することからの「好循環」をめざす
 ・特別支援学校の「個別の指導計画」の作成は、20年来、ノウハウの蓄積がある。参考になるだろう。
 ・作成要領によって「何を、どう記すか」が明らかになれば、個別支援計画は作成しやすくなる。
 ・作成要領に基づき作成された個別支援計画によって、
 →作成業務で「必要とする情報が何か」を伝えやすくなり、「だれが、なにを、どうするか」がわかりやすくなる。

